

6. 療養費の支給を受けられるとき

次のような場合は、医療費の全額をいったんお支払いいただきますが、今金町役場保健福祉課窓口（としべつ内）での申請により広域連合で認められた場合、本来の自己負担分（1割または3割）以外が療養費として支給されます。

種 類	申請に必要なもの	備 考
コルセットなどの治療用装具を購入したとき	・ 医師による証明書 ・ 領収書	医師の指示により装具が必要と認められた場合のみ対象。
やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けたとき	・ 診療報酬明細書 ・ 領収書	先に医療費の全額をお支払いいただき、やむを得ない事情があると認められた場合のみ対象。

保健福祉課 保険・医療グループ
瀬棚郡今金町字今金17番地の2
総合福祉施設 としべつ内
電話：0137-82-2780